

研 究 論 文

※公募により岡崎大学懇話会所属の研究者から寄せられた研究成果を掲載いたします。

【研究論文】

地方創生と文化芸術活動を繋ぐ中間支援組織

—広島神楽・東濃地歌舞伎のケーススタディ—

愛知産業大学 今枝千樹

京都大学 藤井秀樹

要 旨

文化芸術活動に対して先進的かつ持続可能な中間支援を行っている2事例のケーススタディを通じて、以下の知見を得た。2事例においては共通して、①文化芸術活動に自主的・自立的に取り組む団体に対する、②市場ニーズに寄り添った形での、③現実主義的な支援がなされ、文化芸術活動に対する資源の重点的で効率的な配分を可能にしている。こうした民間活動が、公平性の観点から画一的になされる傾向にある行政支援を補完し、文化芸術活動が地方創生の起爆剤として育つ環境を作り出すことに繋がっている。

1. はじめに

本稿は、今枝・藤井[2020]で提示した問題意識に依拠して実施した追加的なケーススタディの成果を取りまとめたものであり、今枝・藤井[2020]で報告した知見を、広島神楽と東濃地歌舞伎の比較検討を通じて敷衍することを主たる目的としている。

今枝・藤井[2020]で提示した問題意識を、近年の動向を交えてごく手短かに要約すると、以下の通りである。以下の要約をもって本稿の解題とする。

地域の文化・芸術（以下「地域資源」という場合もある）に対する注目が高まっている。その1つの重要な背景要因として、2014年に提唱された地方創生政策（ローカル・アベノミクス）がある。地方創生の鍵を握るのは、それを担う人材である。そうした人材を引き寄せるうえで、地域資源は有力な作用因となる。たとえば、内閣官房[2014]（27頁）では「文化・芸術を起爆剤とする地方創生の実現」が「地域産業の競争力強化」に係る「主な施策」の1つとして掲げられている。さらにまた、内閣官房[2019]（24頁）では「地域資源を活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展につなげていくこと」が「横断的な目標」として追加されている。

地域資源の開発・活用に係る活動は多くの場合、独立採算的な運営を望めないことから、外部からの何らかの支援を必要としている。しかし他方で、地方創生の起爆剤となる地域資源は救済的な保護・保存の対象ではありえないため⁽¹⁾、そのような地域資源に対する支援には機動性と効率性が要求される。そうした特徴を備えた持続可能な支援のあり方を、先進的事例⁽²⁾のフィールド調査にもとづくケーススタディ⁽³⁾を通して紹介・分析する。

以下では、まず2節で、調査対象の選定基準およびプロフィール等について、簡単な整理を行う。つづいて3節でヒアリングの概要を紹介したのち、4節で支援活動の基盤をなす各中間支援組織の組織形態と経理の状況に的を絞って、ヒアリングの内容を整理する。3節と4節ではもっぱら、ヒアリング対象者の発言内容の整理を行い、筆者の解釈や評価は基本的に差し挟まない。5節では、ヒアリングで得た知見をもとに調査対象2団体の比較検討を行い、両ケースの共通点の抽出を試みる。筆者の解釈や評価はその際に提示する。最後に6節で本稿の結論を述べる。

2. 調査対象

(1) 調査対象の選定基準

調査対象の主たる選定基準は、次の2つである。第1に、中間支援組織（intermediary）⁽⁴⁾の主たる支援活動が、一定の地域的な影響を持った伝統芸能の保存・振興を目的としたものであること、第2に、中間支援活動を持続可能な形で行っていることである。このような観点からフィールド調査の依頼を行ったところ、NPO 法人広島神楽芸術研究所および岐阜自慢ジカブプロジェクトの2団体から受諾の回答を得た。

(2) 調査対象2団体のプロフィール等

図表1は、調査対象2団体のプロフィール等を要約したものである。

図表1 調査対象2団体のプロフィール等

	広島神楽	東濃歌舞伎
調査対象	NPO 法人広島神楽芸術研究所	岐阜自慢ジカブプロジェクト
組織形態	特定非営利活動法人	任意団体
設立年	2004 年	2013 年
事務所所在地	広島県山県郡北広島町	岐阜県中津川市栄町
会員数	約 70 人	23 人
主たる活動目的	広島神楽、県内の文化芸術振興	地歌舞伎を用いた誘客事業
ヒアリング	(1) 林 秀樹氏（理事長） 増田恵二氏（事務局長） 広島県民文化センター（広島市）	(1) 市川尚樹氏（会長） 岐阜自慢ジカブプロジェクト 事務所（中津川市）
(1) 訪問先 (2) 訪問日	(2) 2016 年 8 月 17 日	(2) 2016 年 11 月 14 日

a) 広島神楽研究所

調査対象の「NPO 法人広島神楽芸術研究所」（以下「広島神楽研究所」という）は、「広島を中心とした中国山地の神楽並びに芸術に関する活動に対して、情報収集や活動支援に関する事業を行い、地域の人々がふるさとに自信と誇りを持ちながら、充実した暮らしができる社会環境づくりを図り、もって文化・芸術の振興に寄与すること」（広島神楽芸術研究所[2004]）を目的とする特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という）である。2004 年に広島県山県郡で設立され、約 70 人（調査時）の会員が登録されている。定款上の事務所所在地は広島県山県郡北広島町である。2016 年 8 月 17 日、広島市の広島県民文化センターにおいて、理事長の林秀樹氏および事務局長の増田恵二氏にヒアリングを行った。

b) ジカブプロジェクト

「岐阜自慢ジカブプロジェクト」（以下「ジカブプロジェクト」という）は、「岐阜県より『岐阜の宝もの』に認定された、『東濃の地歌舞伎と芝居小屋』を活用した東濃地方及び岐阜県の観光振興、地域の活性化に貢献すると同時に、地歌舞伎保存会の活動支援を行うこと」（岐阜自慢ジカブプロジェクト[2013]）を目的とする任意団体である。2010 年から始まった岐阜県のプロジェクトおよびその名称である「岐阜自慢ジカブプロジェクト」を継承し、改組し

て、2013 年から活動を開始した。規約上の事務所所在地は岐阜県中津川市栄町で、会員は 23 人（調査時）である。2016 年 11 月 14 日、中津川市駒場の現事務所において、会長の市川尚樹氏にヒアリングを行った。

3. ヒアリングの概要

（1）広島神楽研究所

理事長の林氏は、もとは放送局（株式会社中国放送、以下「RCC」という）に勤務し、イベント関係の仕事をしていた。とりわけ、神楽公演とその放映に携わっていた。事務局長の増田氏は現在、広告代理店に勤務し、神楽関連イベントの企画に携わっている。この他にも、広島神楽研究所には、広島神楽に関連した職業に従事している会員が多い。ほとんどの会員は、広島神楽の実演団体の実態に精通している。

広島神楽研究所の主たる事業は、①ポータルサイト『神楽の杜』の運営およびパンフレットの作成などによる広島神楽関連の情報発信、②広島県民文化センター主催の神楽定期公演（広島県民文化センターで週 1 回開催）の側面支援、③広島・島根交流神楽（北広島町の千代田開発センターで年間 8～9 回程度）の開催、④広島県からの委託による海外特別公演の企画・運営、⑤県内の芸術家（画家、刀匠、神楽面作家など）の支援等、である。

実演団体に対して、直接的な資金的支援は行っていない。出演する神楽団には、大会等の主催者が出演料を支払う形で支援している。神楽団の団員は、別に職業を持っているわけであるから、公演に出演するということは、時間的にも経済的にも非常に大きな負担になる。それでも公演に参加してくるような熱心な団体が結果的に、支援対象となる。広島神楽研究所は、出演団体の選定への関わりを通して、支援スキームに間接的に関与している。出演料が入れば衣裳が新調でき、演舞の華やかさが増す。公演で演舞をみてもらえれば、神楽団に入団しようとする人も出てくる。そうしたサイクルが回り始めると、公演に応募できる神楽団に、人も資金も自然に集まるようになる。

神楽団のなかで、伝統神楽（保存的伝承）に重点を置く団と大衆神楽（創造的伝承）に重点を置く団の二極化が生じている。広島神楽研究所では、観客のすそ野を広げるためには大衆化も必要と考えている。公演に応募してくるのは主に大衆神楽であるから、広島神楽研究所の事実上の主たる支援対象は大衆神楽ということになる。

（2）ジカブキプロジェクト

ジカブキプロジェクトの会長である市川氏は、自ら役者として活動する傍ら、製茶会社も経営している。ジカブキプロジェクトの主たる事業内容は、①訪日外国人（妻籠-馬籠ハイカー）向け特別公演（馬籠集会所で 7～10 月の週 2 回程度）の開催、②海外特別公演（県知事に同行）の企画・運営、③ポータルサイト『地歌舞伎』の運営やパンフレットの作成などによる地歌舞伎の情報発信等、である。

ジカブキプロジェクトにおいても、実演団体である歌舞伎保存会に対して、直接的な資金的支援は行っていない。地歌舞伎公演に対し、各保存会から役者を出してもらうよう依頼し、出演した役者の出演料を保存会に支払う形で支援を行っている。したがって、ジカブキプロジェクトは基本的に、出演依頼に応えられる保存会に限って支援することになる。公演に当たっては、伝統の保持に留意しつつ、客層、場所（国）、時間などの公演条件に合わせて外題^{げだい}の選定や台詞等のアレンジを行っている。

2014年に中津川市における地歌舞伎関連の窓口が文化振興課から観光課に移行し、保存会の技量に拘わらない画一的な保護・保存目的の支援から、観光資源として活用可能な有力団体への傾斜的支援に変わった。それに伴って、自治体から交付される補助金の金額が飛躍的に増加した。

4. 組織形態と経理の状況

(1) 広島神楽研究所

a) 組織形態

広島神楽は、2004年にNPO法人として設立された。設立時は助成が得やすくなると考え、法人化を目指した。しかし、NPO法人という法人形態を選択したこと、特段の理由はない。当時、民間非営利活動の領域でNPO法人の設立が1つのブームだったため、そのブームに乗った形である。事業運営上、NPO法人形態を選択したことによる不具合はないため、現在のところ法人形態を変更する予定はない。認定を取れば、みなし寄付金制度や寄付金税制の恩恵が受けられるが、申請手続きに比してその恩恵が小さいので、現在のところ認定を申請する予定はない。

広島神楽研究は、2015年に県の委託事業「平成27年度ひろしま神楽団中南米公演」において、マツダ株式会社から250万円の寄付金を受けた(図表3)。その際、広島神楽研究所が認定を得ていないために、マツダ株式会社は寄付金を損金算入することができなかった。このような経験から、広島神楽研究所は、NPO法人の認定がファンドレイジングに影響を及ぼすという認識を持つに至ったが、認定のコストとベネフィットが均衡しないと考えられることから、現在のところ認定申請の予定はない。

b) 経理の状況

広島神楽研究所では、NPO法人会計基準⁶⁾は採用していない。2004年の設立当時に、WEB上のフリーソフトをダウンロードし、それを利用して決算資料を作成している。そうして作成した決算資料により広島県に報告を行っているが、これまで県から経理実務について問題を指摘されたことはない。そのため、NPO法人会計基準に準拠して決算資料を作成する特段の必要性は感じていない。

広島神楽研究所が県に報告した2011-2015年度の貸借対照表および収支計算書は、図表2および図表3の通りである。貸借対照表に計上された資産はすべて現金・預金であり、負債はないため、現金・預金の合計額がそのまま正味財産合計額となっている。負債については、借りる必要もないし、貸してくれる相手もない。したがって、結果的に無借金運営が続いている。その意味で、「無理をしない組織運営」に徹している。

収支計算書では、寄附金収入が、事業運営を支える主たる資金源となっている。ただし収支の状況は年度によって大きな増減を見せている。とりわけ注目されるのは、2013年度と2015年度の増収である。2013年度の増収は、広島神楽研究所が、地域の文化活動の振興に功績のあった者として、財団法人けんしん育英文化振興財団(現・一般財団法人ケンシン地域振興財団)から「県民文化奨励賞」を受賞し、副賞として30万円の奨励金を得たことによる⁶⁾。また2015年度の増収は、県の補助事業「ひろしま神楽団中南米公演」に当たって助成金2,600万円が県から交付されたことと、当該公演に係る寄付金250万円をマツダ株式会社から得たことによる。経常的な収支の金額が相対的に小さいために、このように特別なイベントがあった年度には収支が対前年度比で大きく変化することになる。

図表2 広島神楽研究所の貸借対照表

単位：円

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
流動資産					
現金	160,615	412,862	132,492	69,928	75,211
預金	793,208	307,157	1,467,243	1,035,663	1,605,826
流動資産合計	953,823	720,019	1,599,735	1,105,591	1,681,037
固定資産	0	0	0	0	0
資産合計	953,823	720,019	1,599,735	1,105,591	1,681,037
流動負債	0	0	0	0	0
固定負債	0	0	0	0	0
正味財産					
前期繰越正味財産	1,079,849	953,823	720,019	1,599,735	1,105,591
当期正味財産増加額	△126,026	△233,804	879,716	△494,144	575,446
正味財産合計	953,823	720,019	1,599,735	1,105,591	1,681,037
負債正味財産合計	953,823	720,019	1,599,735	1,105,591	1,681,037
当期収支差額	△126,026	△233,804	879,716	△494,144	575,446

(出所) 広島神楽芸術研究所[2012-2016]より作成。

図表3 広島神楽研究所の収支計算書

単位：円

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
収入の部					
会費収入	57,000	50,000	1,000	0	0
寄付金収入	584,700	382,540	834,648	624,180	3,758,055
助成金収入	0	0	0	0	26,000,000
その他	22,452	47	464,366	23,472	417,617
収入合計	664,152	432,587	1,300,014	647,652	30,175,672
支出の部					
事業費		397,100	254,330		
管理費		269,291	165,968		
通信費	133,930			115,706	107,654
旅費交通費	75,000			245,060	13,632,085
委託費	10,500			0	14,057,639
広告宣伝費	333,000				
その他	237,748				
当期収支差額	△126,026	△233,804	879,716	△494,144	575,446
支出合計	664,152	432,587	1,300,014	647,652	30,175,672
当期収支差額	△126,026	△233,804	879,716	△494,144	575,446
前期繰越収支差額	1,079,849	953,823	720,019	1,599,735	1,105,591
次期繰越収支差額	953,823	720,019	1,599,735	1,105,591	1,681,037

(出所) 広島神楽芸術研究所[2012-2016]より作成。

図表 4 ジカブキプロジェクトの 2014 年度決算書

2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日

収入の部		単位：円	
項目	金額	内訳	
前期繰越金	1,174,952	1,174,952	
助成金	1,770,000	1,770,000	イギリス公演（中津川市地歌舞伎連絡協議会）
会費	20,000	20,000	会議参加費
事業収入	3,689,621	2,349,000	公演料（市、県、日本イベント企画）
		100,000	指導料（西保育園）
		330,000	参加費（西尾要一、スペシャルプログラム）
		910,621	企画制作費（東濃歌舞伎保存会）
雑収入	182,238	78,000	祝儀、餞別
		98,162	華代
		6,000	取材謝礼
		76	預金利息
合計	6,836,811		

支出の部		単位：円	
項目	金額	内訳	
事業費	2,506,753	855,000	公演料（中津、恵那、坂下、蛭川、馬籠、東野、東座）
		800,000	日当など
		791,753	企画制作料（東濃歌舞伎、吉例、HP）
		60,000	借料（衣裳、鬘、小物他）
旅費交通費	1,908,044	384,119	出張等交通費
		1,523,925	海外公演旅費等
会議費	177,072	177,072	会議・打合せ（飲食代含む）
慶弔費	141,200	31,200	慶弔費
		110,000	各保存会大会祝儀など
通信事務費	39,275	39,275	切手、レンタルサーバ
研修費	13,000	13,000	化粧、解説
雑費	907,426	553,136	出張食費（海外出張食費 236,842 含む）
		328,247	舞台・衣裳・化粧小物
		26,043	手土産など
次年度繰越金	1,144,041		
合計	6,836,811		

（出所）岐阜自慢ジカブキプロジェクト[2015]。

（2）ジカブキプロジェクト

a) 組織形態

ジカブキプロジェクトは、2010 年に岐阜県の「岐阜の宝もの」プロジェクトとして活動を開

始した。2013年に県の当該プロジェクトは終了したが、その後、実演関係者等でジカブキプロジェクトを立ち上げ当該プロジェクトを引き継ぐことにし、現在に至っている。ジカブキプロジェクトは法人格をもたない任意団体ではあるが、それによって事業運営上の不具合が生じたことはこれまでない。それは主として、補助金等を交付する側（中津川市等）に、交付先の組織形態による選別がないことによる⁽⁷⁾。法人化による事務処理の煩雑化は避けたいので、今後も法人格を取得する予定はない。

b) 経理の状況

任意団体ということもあり、ジカブキプロジェクトでは現金出納帳と通帳で会計処理を行っている。したがって、決算書は収支計算書のみであり、貸借対照表は作成していない。2014年度決算書（図表4）で見ると、主たる収入は事業収入であり、それが事業活動を自立的に支える財源となっている。他方、同年度にはイギリス公演を行ったため、中津川市地歌舞伎連絡協議会から助成金177万円の交付を受けた。この金額は、経常的収入である事業収入の約半分に相当する。

5. 調査対象2団体の比較検討—共通点の抽出—

2事例のフィールド調査を通じて明らかになったのは、文化芸術活動に対する持続的な中間支援においては多くの側面で現実主義的な対応が、共通してなされているということである。2事例の共通点を抽出することで、先進的事例の教訓を普遍化する第一歩とすることができる。

第1に、一定の技量と熱意をもった「覚悟のある団体」に、支援を傾斜的に行っているという点である。

広島神楽研究所は、主催する「広島・島根交流神楽」公演に出演した神楽団に対して、出演料の支払いという形で資金的支援を行っている。他の公演と同様に、この公演に参加している神楽団は一般に、卓越した技量と熱意のある神楽団である。したがって結果的に、そうした資質を備えた神楽団に傾斜的に支援を行う形になっている。

ジカブキプロジェクトは、中山道馬籠宿にある集会所で、7月から10月に、おおむね週2回の特別公演を開催しており、各地歌舞伎保存会から出してもらった役者数に応じて出演料を支払うという形で資金的支援を行っている。保存会に対する事前アンケート（外題ごとに役者を出せるか否かについて問うもの）にもとづいて出演依頼を行っているため、ジカブキプロジェクトは結果的に、公演に役者を出すことのできる保存会を支援することになる。

このように、どちらのケースにおいても、実演団体の自主性・自発性を重視し、文化芸術活動に熱心に取り組む団体に事実上絞って、その可能性を伸ばすような支援を傾斜的に行っているといえよう。このような実演主体（プレーヤー）の選別は、経済学でスクリーニング（screening）⁽⁸⁾と呼ばれている行動に相当する。

第2に、観客のニーズ（その限りでの市場原理）に寄り添った形で、文化芸術活動の支援を行っている点である。

広島神楽においては、3節（1）で述べたように、主要演舞において伝統神楽（保存的伝承）と大衆神楽（創造的伝承）の二極化が生じ、公演の現状においては華やかな後者に人気が集まる傾向がある。そしてまた、広島神楽研究所が側面支援を行う公演に応募してくる神楽団の多くも大衆神楽であるため、資金的支援の対象は結果的に大衆神楽が中心となる。「神楽を田舎の祭だけのものにしておくのはもったいないので、神楽を舞台芸術にまで進化させて、多くの人に見てもらうことが法人設立時の目的でもある。多くの人に観てもらうためには、大衆化せざ

るを得ない」と、広島神楽研究所の林理事長は述べている。神楽公演において増えつつある外国人客に合わせ、定期公演時には英語によるアナウンスが行われるなど、客層の変化を意識した公演運営もなされている。

ジカブキプロジェクトが手がける特別公演の会場は、『ミシュランガイド(*le Guide Michelin*)』や『ロンリープラネット(*Lonely Planet*)』などの旅行ガイドブックで紹介されている「妻籠-馬籠ハイク」の出発地に位置し、入場者には馬籠宿の民宿で一泊する外国人ハイカーが多い。そのため、ポピュラーな歌舞伎の演目のハイライトに絞って公演を行ったり、おひねり講座や大向う(かけ声)体験講座を英語で行うなどのサービスを行っている。歌舞伎の伝統的な言い回しや決まった型は堅持しつつも、客層、会場、主催者の要望などに合わせて、外題の選定や台詞のアレンジを行っている。

以上のような取組みが、公演の安定した経済的成功を導き、地方創生に資する地域資源としての文化芸術活動の振興・発展を支えているといえよう。

第3に、取組みのコスト・ベネフィットを冷静に見据えた現実主義的な組織運営がなされている点である。

広島神楽研究所はNPO法人として活動しているが、認定を申請する予定は当面ないという。ジカブキプロジェクトは任意団体であるが、法人化する予定はやはり当面ないという。現状のままでも組織運営に特段の支障はなく、組織形態整備のベネフィットがそのコストを上回ることは見込めないからであると、関係者は異口同音に述べている。このような現実主義的な姿勢に徹している点で、2事例は軌を一にしている⁹⁾。さらにまた、定期的な公演活動は経常的収入で賄いながら、海外公演等の特別なイベントに当たっては自治体等から相応の補助金や助成金を受領することで収支を適合させている。「無理をしない組織運営」という点で、これも2事例に共通した特徴となっている。このような取組みが、文化芸術に対する持続的な支援活動を支えているといえよう。

6. おわりに

文化芸術領域において中間支援活動を行う2事例のケーススタディを通して、文化芸術活動に対する持続可能な支援のあり方について検討を行った。

持続可能な形でなされる中間支援活動においては、共通して、①文化芸術活動に自主的・自立的に取り組む団体に対する、②市場ニーズに寄り添った形での、③現実主義的な支援が、なされていることが明らかとなった。すなわち、こうした諸特徴を持った民間中間支援活動によって、文化芸術活動に対するよりの確な支援が、スピード感と機動性をもってなされ、限られた資源の重点的で効率的な配分を可能にしているのである。こうした民間活動が、公平性の観点から画一的になされる傾向にある行政支援を補完し、文化芸術活動が地方創生の起爆剤として育つ環境を作り出すことに繋がるのである。

注

- (1) 文化芸術活動への支援という点、もっぱら文化財保護的な支援を想起する向きもあると思われる。しかし、保護的な支援を必要とする文化芸術活動が、地方創生の起爆剤としての機能を担うことは、ほとんどありえないと言って差し支えない。本論文でも言及するように、われわれのフィールド調査でもこの点は、先進的ケースの共通点として明瞭に観察されたところである。

- (2) ここで「先進的事例」とは、文化芸術活動が地方創生に資する地域資源として実質的に機能しているケースをいう。公演の経済的成功（たとえば集客力）は、その1つの分かりやすい代理変数となる。
- (3) 研究方法としてのケーススタディの意義についても、今枝・藤井[2020]で筆者なりの整理を行っているが、その基本的な趣旨を澤邊[2008]によって再説すれば以下になる。すなわち、ケーススタディによる検討は、「他の研究アプローチでは見逃されてしまうような問題に対する気づきを可能とする」とともに、「極端なケースを選ぶことで、平均化されると埋もれて見えなくなってしまうような重要な問題を抽出し、問題意識を喚起することができる」（澤邊[2008]3頁）。
- (4) 中間支援組織とは、内閣府[2011]により以下のように定義されている。すなわち、「中間支援組織とは、市民、NPO、企業、行政等の間にたつて様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。中間支援組織自らがNPO等である場合もある」（内閣府[2011]1頁）。
- (5) NPO法人会計基準は、民間のNPO法人会計基準協議会によって2010年に設定され、その後断続的に改訂を重ね、今日に至っている。ただし同基準に強制力はなく、NPO法人会計基準協議会[2016]によれば、2015年時点での調査対象1,007法人のうちNPO法人会計基準に準拠して財務諸表を作成しているのは204法人（20.3%）とされている。
- (6) 2013年度は寄附金収入も大きく増加しているが、それは単一の理由に帰しえないものであったとされている。
- (7) 2017年7月24日に中津川市役所で行ったヒアリングにおいても、同市の担当者（文化スポーツ部文化振興課の川合敦課長、原正彦課長補佐、商工観光部観光課の小池晃正課長）は、補助金交付先の組織形態による選別は行っていない旨の発言をされた。
- (8) スクリーニング（screening）とは、プレーヤーに何らかの課題や選択肢を示し、それへの反応を見ることでプレーヤーの技量や熱意に関する情報を得ることをいう。情報を持たない経済主体（principal）がプレーヤー（agent）の私的情報を得るための行動である点に、スクリーニングの特徴がある。詳細については、Milgrom and Roberts [1992] (pp. 157-159)；青木・奥野編著[1996]（114頁）を参照されたい。
- (9) ただし、調査対象各団体の支援活動が質的にも量的にも大きく発展した段階では、組織形態の整備が必要になってくるかもしれない。これは、各団体の将来の潜在的な課題をなすものといえよう。

参考文献

- Milgrom, P. and J. Roberts [1992], *Economics, Organization and Management*, Prentice Hall, 奥野正寛、伊藤秀史、今井晴雄、西村理、八木甫訳[1977]『組織の経済学』NTT出版。
- NPO法人会計基準協議会[2016]『NPO法人会計基準普及調査2015・実施報告』。
- 青木昌彦・奥野正寛編著[1996]『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。
- 居駒永幸[2015]『「地域創生」の基点は民俗文化にある ―伝統芸能や祭り行事と地域力の関係からの提言―』『Meiji. net』http://www.meiji.net/life/vol59_nagayuki-ikoma/3。
- 今枝千樹[2003]「非営利組織の業績評価と会計情報拡張の必要性-SEA報告の適用をめぐる議論とその先駆的実施例の検討」『公益法人研究学会誌』第5巻、101-103頁。

今枝千樹・藤井秀樹[2020]「地方創生における地域資源の戦略的活用とその成功要因—広島安芸高田神楽のケーススタディー」『非営利法人研究学会誌』Vol. 22（掲載予定）。

岐阜自慢ジカブキプロジェクト[2013]『岐阜自慢ジカブキプロジェクト規約』ヒアリング資料。

———[2015]『岐阜自慢ジカブキプロジェクト 2014 年度決算書』ヒアリング資料。

澤邊紀生[2008]「管理会計におけるケーススタディ研究の意義」『メルコ管理会計研究』第 1 号、3-20 頁。

内閣官房[2014] まち・ひと・しごと創生本部『まち・ひと・しごと創生総合戦略』。

内閣官房[2019] まち・ひと・しごと創生本部『第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」』。

内閣府[2002]『平成 13 年度中間支援組織の現状と課題に関する調査』。

———[2011]『新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン』。

広島神楽芸術研究所ホームページ <http://www.npo-hiroshima.jp/home/html/gaiyou.htm> 。

———[2004]『定款』。

———[2012-2016]『決算資料』各年度版。

付記

本稿の執筆に当たり、佐藤倫正先生（愛知学院大学）、橋本俊也先生（税理士）、佐野哲哉先生（名古屋商科大学）、井上定子先生（流通科学大学）、高橋二郎先生（名古屋市立大学）、姜周亨先生（環太平洋大学）、望月香苗先生（手塚山大学・大阪国際大学）から有益なコメントを頂戴した（所属はいずれも当時）。記して謝意を表したい。ただし、ありうべき誤謬等は筆者の責に帰するものである。本稿は、2017 年度～2021 年度科学研究費補助金挑戦的研究（開拓）（課題番号：17H06191）による研究成果の一部である。